

## 第1 流通・取引慣行ガイドラインの見直しについて(総論)

### 1 最近の流通実態の変化

#### (1) Eコマースの発展・拡大

- ・ オンラインのプラットフォーム事業者の台頭は競争の状況等に大きな影響をもたらした。
- ・ オンライン取引に関連する垂直的制限行為については、欧米と比較すると、日本において具体的な事例が少ない。
- ・ 今後も新たなビジネスモデルが出現し、新たな競争上の問題点等も次々に生じてくると考えられる。

#### (2) メーカーと流通業者の取引関係等の変化

- ・ 流通・取引慣行ガイドライン制定時に指摘された日本の市場の閉鎖性に係る問題は余りみられなくなっている。
- ・ メーカーが流通業者の行為を一方向的に制限することで流通を支配するという見方に立つのは一面的。

#### (3) 総代理店・並行輸入品の実態等

- ・ 総代理店を取り巻く環境・実態は変化してきており、更に実態把握を行う必要がある。

### 2 流通・取引慣行ガイドラインの更なる明確化

#### (1) 多様化するビジネスモデルに対する対応

- ・ 最近の流通・取引慣行の実態を踏まえつつ、時代の変化にも対応し得るようなガイドラインとする。

#### (2) 構成の分かりにくさ

- ・ 分かりやすさや利便性の向上という観点から、3部構成自体も見直す必要がある。

### 3 その他

- ・ 「安売り業者への販売禁止」及び「価格に関する広告・表示の制限」について、原則違法となる取扱いを撤廃すべき等の意見に対し、撤廃には慎重になる必要がある等の意見があった。
- ・ 選択的流通について、通常、独占禁止法上問題とならないと認められる条件の具体例の追記等、明確化を図るべきとの意見に対し、現状において追記すべき当該条件の具体例が明確になっているわけではない等の意見があった。

## 第2 流通・取引慣行ガイドラインの見直しの各論(具体化)

### 1 構成の変更

- ・ **分かりやすさや利便性の向上という観点から**、同一の適法・違法性判断基準に基づき判断される行為類型を統合するなどして、**現行の第2部を中心として再構築**することが適当。

### 2 適法・違法性判断基準の更なる明確化

#### (1) 分析プロセスの明確化

- ・ **多様化するビジネスモデルに対応することができるよう**、市場閉鎖効果と価格維持効果について、経済学的な考え方を踏まえつつ、**内容の充実**を図っていくことが必要。

#### (2) オンライン取引に関連する垂直的制限行為について

- ・ 分析プロセスの明確化に当たっては、**オンライン取引に関連する垂直的制限行為にも応用できるような汎用的な考え方を示すべき**。

### 3 その他

#### (1) 原則違法となる行為類型の考え方の整理等

- ・ 「安売り業者への販売禁止」及び「価格に関する広告・表示制限」は、「通常、価格競争を阻害するおそれがあり、原則として違法」となるという、これまでの考え方を維持することが適当。
- ・ 選択的流通は、世界的にも活発な議論が行われている論点であるため、具体的事例の蓄積等を踏まえつつ、引き続き検討を行っていくことが重要。

#### (2) 審判決例や相談事例の積極的な活用

- ・ 審判決例や相談事例は、積極的に各行為類型の記載に盛り込んでいくべき。